

定期健康診断未受診児童生徒に対する学校外検診の開始について

学校で実施する定期健康診断の未受診者のうち、一定条件を満たす児童生徒を対象に、学校外の協力医療機関にて内科・歯科の健康診断を受診できる事業を開始します。

1 実施期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

2 協力医療機関

内科検診は相模原市医師会、歯科検診は相模原市歯科医師会加盟の協力医療機関

3 対象者

令和 8 年 6 月末時点で以下の①～③の条件を満たす、義務教育課程の児童・生徒（一部除く）

① 相模原市民であること

② 令和 8 年度の学校での定期健康診断（内科・歯科）が未受診であること

③ 以下ア～ウのいずれかに該当する者

ア：6 月中の欠席が 7 日以上ある者（忌引や出席停止等による欠席は除く）

イ：令和 7 年度の学校での定期健康診断において、上記②に該当する未受診の検診科目（内科・歯科）と同じ検診を未受診である者

ウ：令和 8 年度において、公共機関への通室・通所（校外教育支援センター・相談室（教育相談課））や、フリースクールへの通学、ICT の活用を行っている者

※本年度の学校定期健康診断（内科・歯科）で、未受診の検診科目のみが対象。

4 検査内容

学校保健安全法に基づく定期健康診断と同じ内容の「内科検診」及び「歯科検診」

※なお、「尿検査」、「眼科」、「耳鼻咽喉科」は、対象外。

5 費用

無料（検診以外の診療等は本事業の対象外となります。）

6 お申込み等

市立学校に在籍されている方は、対象者に在籍学校からご案内の通知をいたします。通知に記載の方法によりお申込みください。

私立学校等に在籍される方は、担当課までご連絡ください。